



差別およびハラスメント防止に関するポリシー

新日本科学では、全役職員、取引先、地域コミュニティ等、当社の全ステークホルダーの人権を尊重した事業活動を推進するとともに、企業理念である「環境・生命・人材を大切にする会社であり続ける」を礎に、不当な差別やハラスメントを防止し、誰もが個人として尊重され、生き生きと働ける職場環境の提供と維持に努めます。

1. 新日本科学では、性別、年齢、学歴、財産、人種、民族、言語、国籍、出身地、容姿、身体・知的機能のハンデキャップ、性的指向・性自認、宗教、政治的信念、思想信条その他法的に保護される事由による不当な差別を禁じます。また、同理由による精神的、肉体的、性的等あらゆるハラスメントやいじめ等の不適切な行為（以下「差別・ハラスメント等」といいます。）を禁じます。
2. 新日本科学は、一人ひとりに対し、相手の人格を尊重し、相互に理解しあい一致協力して、良好な職場環境を構築することを期待します。そのため、定期的に差別・ハラスメント等防止の研修を行うなど、差別・ハラスメント等に関する理解向上の機会を提供するとともに、一人ひとりが差別・ハラスメント等の防止および排除に努めることを期待します。
3. 新日本科学において、差別・ハラスメント等は、社員就業規則その他社内規程や手続等に則り、懲戒処分の対象となり得ます。また、行為者が当社社員でない場合にも、当社は状況に応じて適切と判断される是正措置を講じます。
4. 新日本科学では、差別・ハラスメント等の直接の被害者に限らず、すべてのステークホルダーが当該事実が発生している、または発生のおそれがある場合に報告できる相談窓口を設置し、その活用を奨励しています。また、通報・報告した者やその調査・事実確認の協力者への報復行為や不利益な扱いを一切禁じ、このような報復や不利益が生じないように最大限配慮します。
5. 新日本科学は、事実関係の調査の結果、差別やハラスメント等の事実が確認されたときは、再発防止に向けた対策を協議し、再発防止策の策定や違反者への懲戒処分を含む適切かつ必要な措置を講じます。
6. 本ポリシーは、新日本科学の全役職員に適用されます。また、当社のサプライチェーン全体におけるすべてのステークホルダーに対して、本ポリシーへの理解と協力を求めます。

以上

2021年10月 制定